

浜田市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市教育委員会

教育長 岡 田 泰 宏

浜田市教育委員会規則第 3 号

浜田市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

浜田市立小中学校管理規則（平成 17 年浜田市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「保護者に対して感染症等通知書（様式第 20 号）により、通知」を「理由及び期間を明らかにして、当該児童又は生徒の保護者に対してこれを指示」に改める。

第 25 条第 3 項中「事務リーダー」の次に「、事務専門幹」を加え、同条第 5 項中第 17 号を第 18 号とし、第 12 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 事務専門幹は、事務グループ内の支援的役割を果たし、特に困難な事務をつかさどる。

様式第 20 号を次のように改める。

様式第 20 号 削除

様式第 23 号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式 略